

今年度、特定健康診査を受診していない国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

短期人間ドックの検査費用を助成します

申岡住民課国保年金班 ☎84-1214

町では、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、短期人間ドックを受診する場合に費用の一部を助成します。

項 目	内 容											
対 象	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者										
	次の①から⑤にすべて該当する方 ①国民健康保険の被保険者 ②年齢が満 30 歳以上の方 ③国民健康保険税に未納がないこと ④短期人間ドック助成制度を利用してから 6 か月以上経過していて、同一年度でないこと ⑤同一年度内に特定健康診査を受診していないこと	次の①から⑤にすべて該当する方 ①後期高齢者医療制度の被保険者 ②後期高齢者医療保険料に未納がないこと ③短期人間ドック助成制度を利用してから 6 か月以上経過していて、同一年度でないこと ④同一年度内に特定健康診査と後期高齢者医療健康診査を受診していないこと ⑤同一年度内に国民健康保険の短期人間ドック助成事業を利用していないこと										
助成額	短期人間ドック検査費用額(基本検査+オプション検査)の 70% (助成限度額は下記のとおり)											
	<例> <table><tr><th>検査費用額</th><th>消費税</th><th>検査費用額合計</th></tr><tr><td>40,000 円</td><td>4,000 円</td><td>44,000 円</td></tr></table> ➡ <table><tr><th>町助成額(70%)</th><th>自己負担額(30%)</th></tr><tr><td>30,800 円</td><td>13,200 円</td></tr></table>		検査費用額	消費税	検査費用額合計	40,000 円	4,000 円	44,000 円	町助成額(70%)	自己負担額(30%)	30,800 円	13,200 円
	検査費用額	消費税	検査費用額合計									
	40,000 円	4,000 円	44,000 円									
町助成額(70%)	自己負担額(30%)											
30,800 円	13,200 円											
【助成限度額】												
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者										
東陽病院を利用する場合	60,000 円	40,000 円										
東陽病院以外の医療機関を利用する場合	50,000 円	30,000 円										
【基本項目】 既往歴の調査・自覚症状および他覚症状の検査・身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・その他健康維持に有効な検査 ※これらのすべてが含まれている検査を助成対象とします。												
利用方法	契約医療機関	契約医療機関以外										
	①医療機関に予約(期日・検査内容)する ↓ ②役場住民課国保年金班で申請する (被保険者証を持参) ↓ ③医療機関に町から送付された利用承認書を提出。 人間ドックを受診し、費用の個人負担額を支払う 【契約医療機関】 ・東陽病院 ・さんむ医療センター ・浅井病院 ・旭中央病院 ・亀田クリニック健康管理センター ・亀田総合病院附属幕張クリニック ・国際医療福祉大学成田病院 ・井上記念病院	①医療機関に予約(期日・検査内容)する ※検査内容に、助成対象の 基本項目 (上記)が含まれているか、必ず確認してください ↓ ②役場住民課国保年金班で申請する (被保険者証、受診する検査項目がわかるものを持参) ↓ ③医療機関で人間ドックを受診し、費用の全額を支払う ↓ ④住民課国保年金班に請求書を提出する (利用承認書、領収書、印鑑、通帳、人間ドック結果報告書の写しを持参) ↓ ⑤町から助成金を指定口座に振り込み										